

議案第49号

逗子市青少年会館条例の廃止について

逗子市青少年会館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市青少年会館条例を廃止する条例

逗子市青少年会館条例（平成10年逗子市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（提案理由）

平成27年9月30日をもって逗子市青少年会館を廃止することに伴い、廃止の要あるため提案する。